

(別 紙)

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について

平成18年8月22日
国 土 交 通 省

1 改正の背景

第164回国会において「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」が制定され平成18年5月31日に公布されました。これに伴い、この法律のうち公布より6ヶ月以内及び1年6ヶ月以内に施行される規定に関する政令の一部改正を以下のとおり検討しています。

2 都市計画法施行令の一部改正について

- (1) 開発整備促進区を定める地区計画について必要な基準につき、再開発等促進区と同様の基準を定める。(改正都市計画法第13条第5項、政令第7条の7第3号及び第4号関係)
- (2) 都道府県知事の同意を要する地区計画の事項に、開発整備促進区における地区整備計画の区域において誘導すべき用途及び土地の区域を加える。(改正都市計画法第19条第3項、政令第14条の2関係)
- (3) 開発許可が不要となる公益上必要な建築物の対象から①～⑤を除外する。(改正都市計画法第29条第1項第3号、政令第21条関係)
 - ①学校
 - ②社会福祉施設、更生保護施設
 - ③病院、診療所、助産所
 - ④国、地方公共団体等が設置する多数の者が利用する庁舎（主に周辺住民の利用の用に供するものを除く。）で国土交通省令で定めるもの
 - ⑤国、地方公共団体等が設置する宿舎（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他国土交通省令で定めるものを除く。）
- (4) 市街化調整区域において許可することができる開発行為に、主として周辺の地域において居住している者の利用に供する上記(3)①～③の建築の用に供する目的で行うものを加える。(改正都市計画法第34条第1号関係)

3 建築基準法施行令の一部改正について

- (1) 第二種住居地域内及び工業地域内に建築してはならない建築物の用途として政令で定めるものは、場外勝舟投票券発売所とする。(改正建築基準法別表第二(へ)項及び(る)項関係)
- (2) 準住居地域内及び用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を除く。）内に建築

してはならない建築物の用途として政令で定めるものは、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。(改正建築基準法別表第二(と)項及び(わ)項関係)

4 駐車場法施行令の一部改正について

自動二輪車専用駐車場又は駐車場のうち専ら自動二輪車の駐車の用に供する部分の技術的基準として以下の基準を追加する。

- ①出口付近の構造は、当該出口から 1.3 メートル後退した車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、歩行者の存在を確認できるようにすること。(政令第 7 条関係)
- ②車路の幅員は 3.5 メートル以上とすること。(政令第 8 条関係)
- ③一方通行の車路の幅員は 2.25 メートル以上(ただし、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分にあっては、1.75 メートル以上)とすること。(政令第 8 条関係)
- ④屈曲部では、自動二輪車を 3 メートル以上の内のり半径で回転させることができる構造であること。(政令第 8 条関係)

5 施行期日

駐車場法施行令の一部改正

平成 18 年 1 月 30 日

都市計画法施行令の一部改正及び建築基準法施行令の一部改正

平成 19 年 1 月 30 日

以 上